緊急通報メール１１９利用規約（ご利用案内）

緊急通報メール１１９の利用を希望される方は、この規約（ご利用案内）を熟読され、ご承諾いただいたうえでお申込みください。

１システムの内容

⑴このシステムは、パソコン・携帯電話又はスマートフォン（以下「携帯電話等」という。）のメール機能を利用して、救急車や消防車の要請が出来るシステムです。

**※注意**：**このシステムは、利用者のメールを受信し、メールに書き込まれている羽島郡内の場所へ出動するものであり、携帯電話等のアプリやＧＰＳ機能により利用者の位置を特定し、出動するものではありません。**

２利用条件

⑴対象者は、**笠松町又は岐南町**に在住、在勤、在学し、聴覚、言語機能又は音声機能障がいを事由として、身体障害者手帳等をお持ちの方で音声による１１９番通報が困難な方を原則とします。

⑵利用できる地域は、**笠松町及び岐南町**とします。

⑶このシステムは、利用を希望される方が使用する携帯電話等が、インターネット接続サービスを利用できるものとします。

⑷携帯電話等は、利用を希望される方が用意してください。

３利用申請の手続き

⑴このシステムは登録制です。利用を希望（登録内容変更・登録抹消を含む。）される方は、**羽島郡広域連合　西消防署（笠松町美笠通３丁目２５）**または**東消防署（岐南町八剣７丁目１１４）**へ「緊急通報メール１１９利用（新規登録・登録内容変更・登録抹消）申込書」により申込を行ってください。

⑵１８歳未満で利用を希望される方は、保護者の同意が必要となります。

⑶申請書の配布場所は、羽島郡広域連合　西消防署、東消防署、または笠松町福祉健康課、岐南町民生部福祉課です。

申込書は、羽島郡広域連合消防本部ホームページからダウンロードすることができます。

⑷申込書は、正確に記入してください。

⑸申込後、利用できる状態になるまでに日数を要する場合があります。

⑹**登録後にテストメールを送りますので、必ず返信して下さい。**

４登録の中止等

⑴このシステムのご利用を中止したい場合は、速やかに申請した窓口へ届け出てください。

また、次の場合は、利用を中止させていただく場合があります。

⑴虚偽の申請を行った場合

⑵不正な使用（悪戯通報）を行った場合

⑶利用者としての要件を満たさなくなった場合

⑷その他の事由により利用を中止する必要があると判断した場合

５登録時の注意事項

迷惑メール、未承諾広告メール等の受信防止（受信拒否）の設定をされている場合は、消防署からのメールを受信することができません。必ずドメイン受信許可の設定（受信拒否の解除）を行ってください。

**※ドメインは申込時にお知らせします。**

設定ができない場合は、お手数ですがご契約の携帯電話会社等にお尋ねください。

６個人情報の取扱い

申請者登録情報に関する情報は、システムに伴う業務の範囲内で使用し、目的以外に使用しません。ただし、次の場合は、情報を提供することがあります。

⑴消防車や救急車の出動の際に、利用者の家族等へ連絡する必要がある場合

⑵通報場所を管轄とする消防本部に利用者の情報を提供する必要がある場合

⑶救急搬送した医療機関に利用者の情報を提供する必要がある場合

⑷その他関係機関に利用者の情報を提供する必要がある場合

７費用

⑴登録に関する費用は必要ありません。

⑵このシステムを利用した通報に伴う、パケット通信利用料は、利用者の負担となります。

８注意事項

⑴このシステムは、万全の体制で監視しますが、システムの保守点検、電波状況又は機器的不具合、その他やむを得ない事象により停止する場合があります。

⑵電波状況等により通報が困難な場合は、周りにいる方に助けを求めてください。また、お近くに音声による通報が可能な方がいる場合は、１１９番通報をお願いしてください。

⑶通報に用いる言語は日本語として、絵文字は使用しないでください。

⑷消防署では、通報を受信すると、受信できたことを伝えるメールを返信します。返信メールが届かない場合は、消防車又は救急車は出動しておりません。

⑸このシステムにより通報したあと、内容確認のために消防署からメールを要求する場合がありますので、携帯電話等の電源を切らないでください。

⑹利用者が建物内にいる場合は、緊急措置で必要に応じて建物等の一部を破壊することがあります。

【申請・システムに関する問合わせ】

羽島郡笠松町美笠通３丁目２５番地

羽島郡広域連合　西消防署

ＴＥＬ：０５８－３８８－１１９５

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ：０５８－３８７－７０６４

